

緊急事態宣言（※）発令地域において遊園地・テーマパークを休園した事業者の皆様

## 休園した遊園地・テーマパークのキャンセル費用等を支援します

(※令和3年1月発出。以下同じ。)

緊急事態宣言発令地域等において、遊園地・テーマパークを休園した主催・運営法人に対して、休園したにもかかわらず発生してしまった費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の費用を補助します。

### 対象分野

遊園地・テーマパークであって、PR動画を制作・配信することにより、日本発コンテンツの海外展開や訪日外国人の増加に資するもの。

### 申請者

遊園地・テーマパークの主催・運営法人

### 申請要件

- (1) 緊急事態措置区域において、措置期間内に営業予定であった遊園地・テーマパークを休園したこと  
※まん延防止等重点措置区域については、イベント開催制限等の内容が決まり次第、今後取り扱いについてご案内いたします。
- (2) 延期・中止となった遊園地・テーマパークに関する内容のPR動画を制作し、海外向けに配信すること

### 補助率 (補助上限額)

10/10 (2,500万円/1件)

### 補助対象経費

- (1) 遊園地・テーマパークが休園した場合発生するキャンセル費用
- (2) PR動画の制作・配信に関する費用

**2月22日(月) 申請受付開始**

申請手続や制度詳細は、事務局HPをご覧ください。

事務局：特定非営利活動法人映像産業振興機構 (VIPO)

HP：<https://cancel.j-lodlive.jp> 電話番号：03-6260-6023

経済産業省クールジャパン政策課：[amusementpark\\_cancel@meti.go.jp](mailto:amusementpark_cancel@meti.go.jp)